戸籍の附票の写しの交付請求書（郵送用）

横須賀市長 あて　　令和　　年　　月　　日

ご注意：住民基本台帳法により、偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、処罰されることがあります。

請求者	住所		電話番号	（　　）　－
	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日生
	氏名	印		
請求者の資格	請求対象戸籍に名前がある人	□ 本人		
		□［　　］の（配偶者・子・父・母　　）		
	□ その他の人			
	［請求対象者との関係］			
使いみち	＊具体的な使いみちを記入してください。また、住所の繋がり等証明が必要な事項があればお書きください。			
	のため、			
	に提出します。			
必要とする戸籍の附票の写し ※1通 300円	本籍	横須賀市		
	フリガナ			
	筆頭者の氏名 （戸籍の先頭に書かれている人）	（明・大・昭・平・令　年　月　日生）		
	「本籍及び筆頭者」の表示が必要な場合、☑をつけてください ・☑のない場合「本籍及び筆頭者」を表示しません。		□	
	現在の附票　除(かれた)附票を含め最新のもの		通	
	改製原附票　平成16年10月2日電算化による改製前の附票		通	
	請求対象となる戸籍の附票について、構成員の全部を記載する場合は、全部に☑をしてください。	□ 全部		
	特定の方のみ記載を求める場合、一部に☑し必要な方の氏名を列挙してください。	□ 一部		

横須賀市窓口サービス課（2026.11）

本様式を使用せず便箋等を用いて請求書を作成することもできますが、その際、本様式の太枠部分で記入または選択する項目は、請求物を特定するために必要な項目となりますので、必ず記載してください。

附

住民基本台帳法の改正に伴い
「本人確認」が義務化されました

平成20年５月１日（木）に、他人による証明書の不正な取得や虚偽の届出を防ぎ、個人情報を保護するための改正住民基本台帳法が施行されました。

このことにより、住民票や戸籍の附票の写しの交付請求をする時は、本人確認書類の提示により、「本人確認」を行うことが義務付けられました。

郵送により戸籍の附票の写しの交付請求を行う場合、住所が記載された有効期間内の本人確認書類の写しが必要です。

本人確認書類として利用できるもの、運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の資格確認書 等。

※本人確認書類は、「住所が記載されている面」、「住所変更が記載されている面」を含めたコピーを同封してください。

なお、**代理人については、本人確認書類のほか、委任状などにより代理権限の確認も行います。**

本人確認ができない場合は、戸籍の附票の写しを交付できませんので、ご注意ください。

該当する本人確認書類をお持ちでない方やご不明な点がある方は、窓口サービス課あてお問い合わせください。本人確認書類の詳細については横須賀市ホームページ「住民票や戸籍の証明書の請求時、住所異動等の届出時の本人確認について」に記載しています。

《その他注意》

◆戸籍の附票の写しの郵送請求には次のものが必要です。

① 本請求書　・本請求書の各項目を記入した便箋等でも可。
② 返信用の封筒　・切手を貼り、あて先を記入したもの。
③ 交付手数料　・交付手数料と同額の定額小為替（有効期間内（発行の日から6か月以内））、普通為替、現金（現金書留）でお支払いください。
・定額小為替および普通為替は、ゆうちょ銀行または郵便局で購入できます。
※交付手数料に切手・収入印紙を使用することはできません。
④ 本人確認書類の写し１点
⑤ 代理人が請求する場合は、委任状などの書面。

※ 電話番号は必ず記入してください。（平日の午前8:30～午後5:00に連絡可能な番号）
※ 請求者の住所欄には、住民登録のある住所を記入してください。（海外から請求する場合は下記あてにお問い合わせください。）
※ 横須賀市では、平成16年10月2日付で電算化による戸籍の附票の改製を行っています。このため改製前の証明と後の証明は、別の証明になります。

〒238-8550　横須賀市小川町11番地
横須賀市役所窓口サービス課内　郵送事務処理センター　電話番号：046(822)8395